

国土地理院の業務に関する用語集

●アンケートの設問文の中に「※」がついている言葉は、この用語集に説明があります。

基本図（きほんず）

国土地理院が測量法に基づく基本測量の一環として、国土について体系的に整備した地図。

いろいろな地図作成の基礎となる最も基本的な地図で、全国をカバーしている最大の縮尺の地図である 1/25,000 地形図の他 1/50,000 地形図、1/200,000 地勢図などがこれにあたる。

主題図（しゅだいず）

基本図を基にして、地形、植生、標高など特定の主題について詳しく表示した地図。

主題図のテーマとなるものは、火山や活断層などの自然現象の他に土地の利用状況などの人文現象も含まれる。

国土地理院は防災や環境保全を目的として、土地条件図、都市圏活断層図など今回のアンケートに挙げた様々な主題図を作成している。

土地条件図（とちじょうけんず）

地方公共団体が作成するハザードマップをはじめ地域の適正な開発、保全、防災対策などの検討に必要な地形の状態を表す基礎資料を提供する目的で、全国の主要な平野及びその周辺について災害と密接な関係にある自然地形と人工地形の分布状況及び防災関連施設などを表示した地図。

火山土地条件図（かざんとちじょうけんず）

火山災害の予測や防災対策立案のための基礎資料を提供する目的で、日本の主要な火山を対象に、縮尺 1/15,000 ～ 1/50,000 の地図上に火山活動によって形成された地形や侵食・堆積地形の分布状況及び防災関連施設などを表示した地図。

火山基本図（かざんきほんず）

噴火時の防災計画、緊急対策用への利用のほか、火山の研究や火山噴火予知等の基礎資料としての活用を目的として、現在活動中の火山や将来活動が予想される火山などを対象に、縮尺が 1/5,000 または 1/10,000 で作成した地図。

都市圏活断層図（としけんかつだんそうず）

人口が集中し、大地震の際に大きな被害が予想される都市域とその周辺について、縮尺が 1/25,000 の地図上に活断層の平面位置・ずれの方向、周辺の地形の状況などを詳細に表示

した地図。

活断層（かつだんそう）

過去数十万年の間に、おおむね数千年から数万年の間隔で繰り返し動いてきた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層（地層や岩石に割れ目を生じ、これに沿って両側が互いにずれている現象）のこと。

治水地形分類図（ちすいちけいぶんるいず）

治水対策を進めることを目的に、国が管理する河川の流域のうち平野部を対象として、扇状地、自然堤防、旧河道、後背低地などの詳細な地形分類及び河川工作物などが盛り込まれた地図。

地盤高図（じばんこうず）

日本国内の主要な地盤沈下地域の詳細な地盤高（標高）の把握を目的に、低地、台地、丘陵地などの地形分類や地盤沈下の観測所、1m 毎の等高線などが盛り込まれた地図。

湖沼図（こしょうず）

湖沼・湿原の保全や、環境と調和した利用の促進に必要な基礎情報を整備・提供することを目的とした湖沼湿原調査の成果として、湖底地形（等深線による表現）、底質（湖底表面の堆積物）、水中植物及び湖岸や湖面に設けられた湖沼利用に関連する各種施設などを表現した縮尺 1/10,000 の地図で、このほか湖底の断面形や底質分布などが図中の分図として描かれた地図。

三角点（さんかくてん）



経度、緯度及び標高の情報を持つ位置の基準となる国家基準点であり、全国に約 11 万点設置されている。地図の作成や公共工事のための測量に利用されるほか、土地の座標値の確定などに利用されている。また、地震や火山活動に関する調査研究に利用されている。

（補足）「測量法（昭和 24 年法律第 188 号）」では、各種測量の基準となる基準点として規定されているほか、「不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）」では、土地を登記する場合に必要となる地図の測量は、測量法に基づく基本三角点などを基礎として行なうことになっている。

水準点（すいじゅんてん）



一等水準点（標石）

高精度な標高の情報を持つ高さの基準となる国家基準点であり、全国に約 1 万 8 千点設置されている。地図の作成や公共工事のための測量などの高さの基準として利用されるほか、地盤の沈下などの詳細な上下変動を監視する場合などに利用されている。

電子基準点（でんしきじゅんてん）



GPS などの人工衛星からの電波を受信して連続的に観測を行う国家基準点であり、各種測量の基準となる。平成 24 年 4 月現在において、全国に 1,240 ヶ所設置されている。